
令和 7 年度
第 1 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和7年度第1回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和7年4月25日(金) 13時30分開会
14時05分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員18名、欠席委員2名)

1番	平 沖 道 徳	出 席
2番	今 務	出 席
3番	三 溝 健 雄	出 席
4番	平 岡 日出男	欠 席
5番	高 橋 正	出 席
6番	今 鉄 雅	出 席
7番	宮 澤 徳 夫	出 席
8番	山 形 繁 雄	出 席
9番	鈴 木 弘 樹	出 席
10番	川 端 智 之	出 席
11番	佐々木 雅 宏	出 席
12番	片 桐 好 英	出 席
13番	平 井 久 久	出 席
14番	藤 田 勝 久	出 席
15番	清 水 利 一	出 席
16番	樋 口 司	出 席
17番	黒 澤 讓 治	欠 席
18番	中 村 由 美 子	出 席
19番	工 藤 信 二	出 席
20番	長 島 信 行	出 席

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 原 崇 人
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	田 中 秀 尚
農地係主任	松 川 裕

3 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 開会宣言 |
| 日程第 2 | 会長挨拶 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | 報告の部 |
| | 報告第 1 号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の人事異動) |
| | 報告第 2 号 専決処分の報告について (農地法第 3 条の 3 届出) |
| | 報告第 3 号 専決処分の報告について
(農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知) |
| 日程第 6 | 協議の部 |
| | 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| | 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| | 議案第 3 号 現況証明願について |
| | 議案第 4 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更案の意見聴取について |
| 日程第 7 | その他 |

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事務局長 ただ今から、令和7年度第1回農業委員会総会を開会いたします。本日、4番、平岡委員、17番、黒澤委員が欠席する旨、届出がありました。

よって、委員20名中、18名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会長 皆様、こんにちは。
雨の日が多く、なかなか農作業が進まないと思いますが、めげずに作業を行っていただきたいと思います。
それでは、ただいまから会議を始めます。(13:30)

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員には、5番、高橋委員、6番、今鉄雅委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議長 日程第4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事務局 令和7年度第1回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）】

議長 次に日程第5、報告の部に入ります。（13：33）
初めに報告第1号を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について、ご説明申し上げます。
議案書1ページをご覧ください。
千歳市農業委員会会长専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
初めに、1 令和7年3月31日付けの発令からご説明いたします。
（1）対象者として、千歳市農業委員会事務局管理課農地係主任が定年退職しております。
次に、2 令和7年4月1日付けの発令についてご説明いたします。
（2）前任者として、千歳市農業委員会事務局管理課企画振興係長が農業委員会事務局管理課農地係長に、千歳市農業委員会事務局管理課農地係長が保健福祉部保護課保護3係長として異動しております。
次に、（3）後任者として、企画振興係長の後任で、観光スポーツ部交流推進課交流推進係長でありました、が着任し、農地係長の後任として、前企画振興係長でありましたが着任しております。
また、令和7年3月31日付けで退職した、農業委員会事務局管理課農地係主任のにつきましては、週31時間勤務の主任として再任用されております。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議長 暫時休憩します。（13：33）

議長 再開します。（13：37）
報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議

長

質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分の報告について（農地法第3条の3届出）】

議

長

次に報告第2号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事

務

局

報告第2号について、ご説明申し上げます。
議案書2ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は1件で、土地の所在等は、議案書2ページのとおりです。令和6年度、整理番号25の被相続人は　さんであります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議

長

報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議

長

質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

【報告第3号 専決処分の報告について（農地法第18条第6項合意解約の通知）】

議

長

次に報告第3号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事

務

局

報告第3号について、ご説明申し上げます。
議案書3ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は2件で、土地の所在等は、議案書3ページのとおりです。

整理番号1、2につきましては、借主の規模縮小のため解約する案件であります。

以上、報告第3号についてご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議長 質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済といたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 次に、日程第6、協議の部に入ります。(13:40)
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について、ご説明申し上げます。
議案書4ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請があつたので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件です。
当日配布資料の1ページに、議案第1号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号1は、 さんが、 さん外2名から借りていた農地を買い受ける所有権移転案件です。
整理番号1は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号1についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただききますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議長 暫時休憩します。(13:41)

議長 再開します。(13:42)
これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について】

議長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について、ご説明申し上げます。
議案書5ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、可として議決した場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。
当日配付資料の2ページから5ページに、議案第2号資料として「航空写真」「土地利用計画図」「配置図」等を添付しております。
転用を行う土地の所在等は議案書5ページのとおりです。
本件は、農業用施設の転用追認案件となります。土地所有者であるが、昨年7月頃に農業機械用の大型格納庫を建設し、関連施設等を移設した際、農地法上の手続きを失念していたものです。その後、が誤りに気付いたことから、今回の申請を受けたものです。本件につきましては、必要な手続きを経ていれば許可できたと思われるため、転用追認案件としてお諮りするものです。

からは、今後、このようなことがないよう、農地法及び関連法令を遵守する旨の始末書の提出を受けております。

なお、当該地の農地区分は、農振法についても変更申請を行っており、「農用地区域内農業用施設用地」に用途変更されています。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設については例外許可事由に該当します。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

また、本件につきましては、転用の追認申請であるため、北海道農業会議へ意見聴取が必要となります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

1 4 番 4条の申請をする前に建てた施設について、こちらは何の施設を建てたのですか。

事 務 局 当日配付資料の2ページをご覧ください。2ページ下段のカラーの図面がございます。赤で囲った部分が今回の転用対象地であり、青く色付けした部分の真ん中が、農業用の機械を入れる倉庫の格納庫となっております。

建物写真は当日配付資料の3ページと5ページにも写真を載せてあります。

1 4 番 分かりました。

議 長 暫時休憩します。(13:45)

議 長 再開します。(13:52)
他に質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 現況証明願について】

- 議長 次に議案第3号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事務局 議案第3号について、ご説明申し上げます。
議案書6ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は1件であります。
当日配付資料の6ページから7ページに議案第3号資料として、「位置図・航空写真・現地写真」を添付しております。
整理番号1、現況証明願の所在地等は、議案書6ページのとおりです。
願出地は、願出人の住宅の裏にある土地で、願出人からは「少なくとも30年以上は農地として利用していない」と聴取しております。本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、農地台帳上すでに非農地であり、願出地において農地利用はなく、農地利用は困難と判断されるため、「農地・採草放牧地以外」としてお諮りいたします。
以上、整理番号1について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行つておりますので、ご意見等をお願いします。
- 7番 4月15日に、私のほか3番、10番及び事務局により、整理番号1について現地調査を行いましたので報告します。
証明を受けようとする土地は、雑木及び雑草が茂っており、農地利用はありませんでした。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員「農地・採草放牧地以外」として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。
- 議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更案の意見聴取について】

議長 次に議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更案の意見聴取についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について、ご説明申し上げます。議案書7ページをお開きください。

農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案について、農業経営基盤強化促進法施行規則第19条第6項に基づき、千歳市長から意見を求められたので審議意見を求めます。

地域計画の変更をお諮りするのは今回が初めてですので、概略をご説明いたします。

令和7年3月31日に、人・農地プランに代わる計画として千歳市の地域計画が策定されています。転用を行う際は、昨年度までは、農振法と農地法の2段階の手続きを行っておりましたが、令和7年4月1日からは、地域計画が策定されたため、その前に地域計画を変更が必要となります。そのため、地域計画、農振法、農地法の、3段階の手続きを経ることとなります。今後の具体的スケジュールを説明いたしますと、今回、4月に地域計画変更の手続きをした後に、農振法上の除外手続きと農地法上の転用を行うこととなりますことから、本議案が可決された場合、5月に農業振興地域整備計画の変更をお諮りします。そして、それが可決された場合、6月に、転用許可申請を行う予定となっております。そのため、今年度からは、これまでの手続きに加え、地域計画の変更を要することから、転用までの期間が、約1か月程度長くなることとなります。

今回の議案は、地区における新たな農家住宅建築のため、地

域計画の変更を行うものであります。地域計画は、1年に1回、見直しを行う予定であります、農地転用を行う際は、その都度、変更手続きが必要となります。

地域計画の変更には、原則として地域における協議の場を設ける必要があります。しかし、農家住宅に関しては、例外的に、地域との申し合わせをすることで、協議の場を省略することができることとなっております。地区については、この申し合わせがでております。そのため、今回の地域計画変更につきましては、地域の協議の場は省略しております。

しかし、JA、農業委員会などの関係機関には、変更に係る協議を行うこととされておりのことから、本変更案について意見を求められているところです。

次に、8ページをご覧ください。地域計画変更の理由及び内容は議案書のとおりです。

次に、9ページをご覧ください。地域計画の新旧対照は議案書のとおりです。少数点以下の端数処理の関係で、議案上、の面積の標記は変わっておりませんが、地区の総面積は、へクタール減少しております。

次に10ページ及び11ページをご覧ください。目標地図の変更箇所は、議案書のとおりです。それぞれ丸で囲まれた部分が、今回、変更申請のあった、の土地となります。

以上、議案第4号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

資料1 令和7年度農地パトロールについて

口頭 議案保管用ファイルと農業者年金加入推進セットの配付について

口頭 農業者年金制度の充実に関する要望意見について

資料 農業者年金オンラインセミナー開催案内について

口頭 第2回総会の開催場所について

口頭 令和7年度大地の会総会の開催について

<閉会宣言>

議長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。(14:05 閉会)